

(その1)



收 支 報 告 書

3

令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

大分県立川徳育後援会

2 主たる事務所の所在地

大分市田代町10

3 代表者の氏名

西本高志

4 会計責任者の氏名

常村義仁

事務担当者の氏名 佐藤伸一

(電話) 080-3801-0395

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分

政 党 の 支 部
 政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2第1項
の規定による政治団体
 そ の 他 の 政 治 团 体
 そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有
 無

公職の種類 _____

資金管理団体
の届出をした
者 の 氏 名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第
1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第
2号に係る国会議員関係政治団体
 公職の候補者
の 氏 名 _____
 公職の種類 _____

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)				0
支出総額				0
翌年への繰越額				0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		十億	百万	千	円
金額					0
員数					0
(2) 寄附					備考
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	十億	百万	千	円
(ア)個人からの寄附					0
(うち特定寄附)					0
(イ)法人その他の団体からの寄附					0
(ウ)政治団体からの寄附					0
小計(ア)+(イ)+(ウ)					0
[寄附のうち寄附の]あせんによるもの					0
イ 政党匿名寄附					0
合計(ア+イ)					0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	□	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	□	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	□	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	□	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通預金を除く。)	<input type="checkbox"/>	□	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	□	
キ 有 働 証 券	<input type="checkbox"/>	□	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	□	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	□	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	□	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	□	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	□	

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 4 月 26 日

政治団体の名称

向川 征秀 後援会

会計責任者の氏名

常村 義仁

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。